

仕 様 書

1 貸付物件番号 1-①、②

| 施設名 | 所在地 | 種別 | 貸付場所 | 貸付面積 |
|----------|--------------------|----|---|---|
| 岩手県立宮古病院 | 宮古市崎鍬ヶ崎 1-11-26 | 建物 | 1階自動販売機 コーナー・旧サー ビスセンター (別紙図面) | 3.84㎡ (幅1.60m×奥行1.20m× 2台) ※回収ボックスを含む。 |

※ 貸付面積には放熱余地及び空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 2 台

3 貸付期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に1年間延長されるものとし、令和5年3月31日まで同様とする。

4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、岩手県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

5 設置機器の仕様

(1) 自動販売機の種類はカップ式とすること。

(2) 自動販売機本体は次の条件を満たすこと。

ア ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの。）であること。

イ ユニバーサルデザインであること。

ウ グリーン購入法適合機種であること。

エ 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

6 販売品目

販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）・たばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、事前に岩手県と協議すること。

(1) 販売品目として、茶類、スポーツ飲料、果実飲料を必ず入れること。

(2) 無料で水が飲めるようにすること。

(3) 販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出すること。

7 販売価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

紙カップ飲料については100円以内とすること。

8 回収ボックスの規格

(1) 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

(2) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収容容積とすること。

(3) 一般ごみの混入防止対策

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

9 維持管理等

契約期間中は入札説明書に記載した事項のほか次のことを遵守すること。

(1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

(2) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(3) 設置事業者は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量を翌月 15 日までに書面にて岩手県に報告すること。

(4) 電気料、水道料を算定するための子メーターについては設置事業者が整備し、計量法に定める検査及び使用有効期限満了に伴う取り替えも設置事業者が行うこと

10 契約の解除

(1) 地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、岩手県において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除する場合がある。

(2) その他設置事業者が岩手県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがある。

11 自己都合による契約の解除の申し出

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除したい場合は、3 か月前までに書面にて岩手県に契約の解除を申し出ること。

12 自動販売機設置等に伴う事故（火災を含む。）

岩手県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

13 商品等の盗難及び破損

(1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(2) 岩手県の責に帰することが明らかな場合を除き、岩手県はその責を負わない。

14 カタログ等の提出

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を岩手県に提出すること。

15 連絡先

本物件について確認を必要とする場合は、下記に連絡すること。

- (1) 住所 〒027-0096 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎 1-11-26
- (2) 所属 岩手県立宮古病院 総務課管財係
- (3) 電話 019-362-4011

16 参考事項

- (1) 当該施設に勤務する職員数（R2.1.1現在。委託職員等を含む。）

日中 440人
夜間 50人
休日 110人

- (2) 年間患者数の実績（H31.1～R1.12.31延人数）

| 外来患者 | 入院患者 | 備考 |
|---------|--------|--------------|
| 109,183 | 78,933 | 病床数：一般病床 276 |

- (3) 該物件上の既存の自動販売機の販売状況

| 期間 | 期間中の清涼飲料水等の販売数量 | 備考 |
|------------------|-----------------|----|
| H31.1.1～R1.12.31 | 16,871杯 | |

- (4) 現在の販売価格

80～100円 飲料水は無料

仕 様 書

1 貸付物件番号 1-③

| 施設名 | 所在地 | 種別 | 貸付場所 | 貸付面積 |
|----------|---------------------------|----|-------------------------|---|
| 岩手県立宮古病院 | 宮古市崎鉾ヶ崎 第1地割11番地 26 | 建物 | 旧サービスセン ター (別紙図面) | 2.04 m ² (幅1.70m×奥行1.20m× 1台) ※回収ボックスを含む。 |

※ 貸付面積には放熱余地及び空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 1 台

3 貸付期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に1年間延長されるものとし、令和5年3月31日まで同様とする。

4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、岩手県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

5 設置機器の仕様

- (1) 自動販売機本体は、ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの。）とすること。
- (2) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる自動販売機とすること。
- (3) 災害発生時に自動販売機内の飲料を取り出すことができる自動販売機（災害救助ベンダー）とすること。
- (4) 自動販売機本体は、環境にも配慮しグリーン購入法適合機種とすること。

6 販売品目

販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）・たばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、事前に岩手県と協議すること。

- (1) 販売品目として、水、茶類、スポーツ飲料、果実飲料を必ず入れること。販売する飲料容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること（紙カップ式は不可）。
- (2) 販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出すること。

7 販売価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- (1) 標準価格を20円以上下回る価格とすること。
- (2) 経口補水液については、210円以下とすること。
- (3) 販売価格は(1)(2)とするが、落札後に現行との価格差を考慮して、価格交渉を行うもの。

8 回収ボックスの規格

(1) 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

(2) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収容容積とすること。

(3) 一般ごみの混入防止対策

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

9 維持管理等

契約期間中は入札説明書に記載した事項のほか次のことを遵守すること。

(1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

(2) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(3) 設置事業者は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量を翌月 15 日までに書面にて岩手県に報告すること。

(4) 電気料、水道料を算定するための子メーターについては設置事業者が整備し、計量法に定める検査及び使用有効期限満了に伴う取り替えも設置事業者が行うこと。

10 契約の解除

(1) 地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、岩手県において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除する場合がある。

(2) その他設置事業者が岩手県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがある。

11 自己都合による契約の解除の申し出

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除したい場合は、3 か月前までに書面にて岩手県に契約の解除を申し出ること。

12 自動販売機設置等に伴う事故（火災を含む。）

岩手県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

13 商品等の盗難及び破損

(1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(2) 岩手県の責に帰することが明らかな場合を除き、岩手県はその責を負わない。

14 カタログ等の提出

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を岩手県に提出すること。

15 連絡先

本物件について確認を必要とする場合は、下記に連絡すること。

- (1) 住所 〒027-0096 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第1地割11番地26
- (2) 所属 岩手県立宮古病院 総務課管財係
- (3) 電話 019-362-4011

16 参考事項

- (1) 当該施設に勤務する職員数（R1.1現在。委託職員等を含む。）

日中 440人
夜間 50人
休日 110人

- (2) 年間患者数の実績（H31.1.1～R1.12.31延人数）

| 外来患者 | 入院患者 | 備考 |
|---------|--------|--------------|
| 109,183 | 78,933 | 病床数：一般病床267床 |

- (3) 該物件上の既存の自動販売機の販売状況

| 期間 | 期間中の清涼飲料水等の販売数量 | 備考 |
|----------------|-----------------|----|
| H31.1～R1.12.31 | 4,673本 | |

- (4) 現在の販売価格

飲料水 110～160円